

西神中央駅前広場(西側)概略設計業務 実施要領 (公募型プロポーザル)

1 案件名称

西神中央駅前広場(西側)概略設計業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

神戸市では、まちの質・暮らしの質を一層高めることで、都市ブランドの向上と人口誘引につなげるプロジェクトとして、令和元年度から「リノベーション・神戸～人にやさしく明るい神戸へ～」をスタートし、その一環として西神中央駅では「西神中央活性化プラン～進化する上質なまち～」を掲げ、駅前空間のクオリティアップを謳っている。

西神中央駅周辺は、医療・商業施設や文化施設が集積する成熟したニュータウンであり、現在、西区庁舎の移転をはじめ、文化・芸術ホールや新図書館の新設など様々なプロジェクトが動きだしているエリアである。また、神戸市営地下鉄山手線の西端駅でもあり、路線バスとの重要な交通結節点でもある。本業務は、西神中央駅前広場(西側)が当該地域の「顔」として、駅利用者や来訪者から親しまれる空間となることを目指した整備計画を提案するとともに、整備に向けた概略設計を行うことを目的としている。

本業務を行うにあたっては、公募型プロポーザル方式により、企画提案の内容に加えて、実施方針や実施体制、技術的提案等を評価し、最も適した委託候補者を選定することとし、本要領は事業者選定の実施手順や提案の提出方法、選定基準等について定めることを目的とする。

(2) 業務内容

「西神中央駅前広場(西側)概略設計業務」特記仕様書による

(3) 業務規模 (契約上限額)

9,100 千円 (消費税含む)

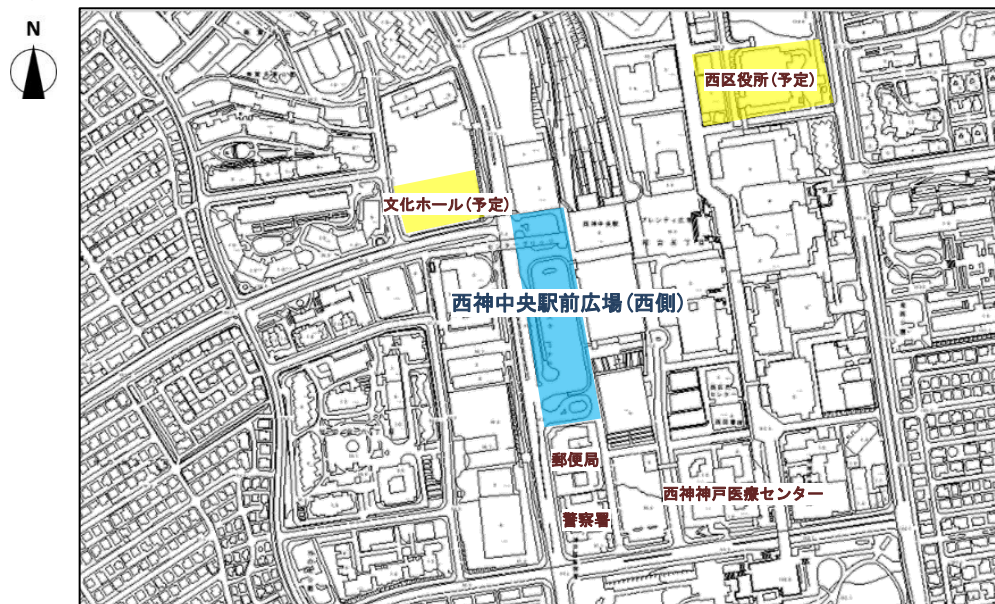
(4) 契約期間

契約締結日の翌日～令和3年3月31日

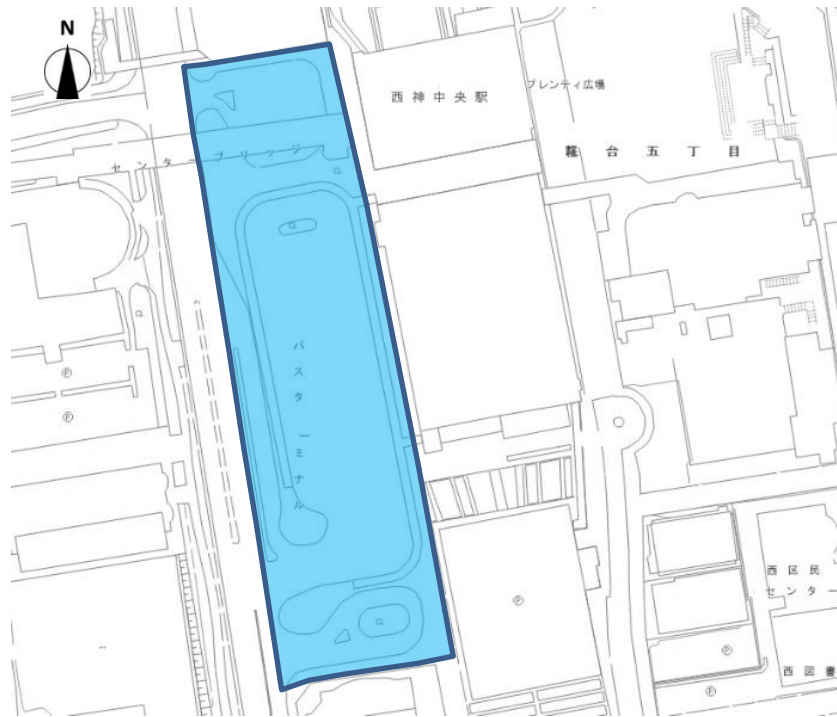
(5) 履行場所

神戸市西区糺台5丁目

【位置図】



【対象エリア拡大図（西側広場）】



(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。複数の事業者でグループを構成して応募する場合は、グループを構成する全ての事業者が、次に掲げる応募資格の（１）～（５）を満たし、またグループのいずれかに属する者が条件（６）を満たしていること

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと

- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 過去 10 年以内に広場や公園などの公共的空間デザインの業務実績(担当技術者個人の担当業務実績を含む)を有すること

5 スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 2 年 7 月 27 日 (月) |
| (2) 質問受付期限 | 令和 2 年 8 月 5 日 (水) 17 時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 2 年 8 月 14 日 (金) (予定) |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和 2 年 8 月 21 日 (金) 17 時必着 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和 2 年 8 月 28 日 (金) 17 時必着 |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和 2 年 9 月 16 日 (水) (予定) |
| (7) 選定結果通知 | 令和 2 年 9 月下旬 (予定) |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和 2 年 10 月上旬 (予定) |
| (9) 事業完了 | 令和 3 年 3 月 31 日 (水) |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 実施要領の交付
 - ア 交付期間 令和 2 年 7 月 27 日(月)から令和 2 年 8 月 21 日(金)17 時まで
 - イ 交付方法 神戸市ホームページからダウンロード
https://www.city.kobe.lg.jp/a36648/shise/kekaku/kensetsukyoku/ekimae_miryoku/jigyousha_boshu.html
- (2) 質問の受付
 - ア 受付期間 令和 2 年 7 月 27 日(月)から令和 2 年 8 月 5 日(水)17 時まで
 - イ 提出方法 別紙「【様式 2】 質問票」に記載し、神戸市建設局駅前魅力創造課まで電子メールにより提出。
E-Mail : ekimae_miryoku@office.city.kobe.lg.jp
 - ウ 質問への回答 質問者全者に対して、令和 2 年 8 月 14 日(予定)に電子メールにより回答する。また、質問及び回答は神戸市 HP にも掲載する。
参加表明者にのみ配布される資料に関する質問は、参加表明者にのみ回答する。(質問回答後に参加を表明したものには、配布資料と併せて回答を送付。)
- (3) 参加表明手続き
 - ア 提出書類 別紙「【様式 1-1 又は 1-2】 参加表明書兼誓約書
 - イ 提出部数 1 部
 - ウ 受付期間 令和 2 年 7 月 27 日(月)から令和 2 年 8 月 21 日(金)17 時まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成 3 年 3 月条例第 28 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く 9 時～12 時, 13 時～17 時
 - エ 提出方法 郵送または事前連絡の上での持参による。
 - オ 提出場所 〒651-0083
神戸市中央区浜辺通 5-1-14
神戸商工貿易センタービル 19 階
神戸市建設局駅前魅力創造課
TEL : 078-595-6017
 - カ 参加表明後、結果的に企画提案書の提出を行わないこと(辞退)によって、不利益を被ることはありません。

(4) 企画提案書の提出

ア 企画提案書として以下の書類を提出すること

①提案書表紙【様式3】

②業務の実績【様式4】

③技術者の経歴等【様式5】

④業務の実施体制【様式任意】

・A4サイズ片面1枚。文字は10ポイント以上。縦横は任意

⑤業務の実施方針【様式任意】

・A4サイズ片面1枚。文字は10ポイント以上。縦横は任意

⑥企画提案内容【様式任意】

・サイズはA4又はA3もしくはその混合で、いずれも片面印刷

・A4サイズ換算(A3はA4サイズ2枚分と換算)で6枚以内

・縦横は任意

・文字サイズは10ポイント以上

・以下の3点については必ず提案すること

(1) 毎日の通勤・通学を便利に、より豊かにするために西神中央駅前広場(西側)に必要な要素

(2) 文化・芸術ホール、新図書館への玄関口として来訪者を迎えるためのデザインコンセプト(イメージを伝える手段として、文字だけでなく概念図や事例写真、簡易なスケッチ類を用いて説明すること)

(3) 整備コストの低減や維持管理のしやすさに対する工夫・方策

⑦本業務にかかる見積書及びその内訳【様式任意】

⑧会社概要【様式任意、パンフレット等でも可】

イ 提出部数

正本1部 副本(アの書類のうち①~⑦)8部

※副本については提案者の社名及び社章等の社名を連想させる図画並びに技術者の氏名をすべて伏せること

ウ 受付期間

令和2年8月21日(金)から令和2年8月28日(金)17時まで

エ 提出方法

郵送または事前連絡の上での持参による。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く9時~12時、13~17時

オ 提出場所

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通5-1-14

神戸商工貿易センタービル19階

神戸市建設局駅前魅力創造課

TEL: 078-595-6017

7 提案にあたっての条件

(1) 整備方針

・本市が本業務とは別に、歩行者空間の拡幅を目的とした駅前空間の再編(再配分)等の実現可能性を検討している。本業務では、この検討により創出された歩行者空間及び駅前広場全体を魅力あるデザインによって、駅を利用する人にとってまことの「顔」となるような駅前空間を整備するものとする。

※参加表明書を提出した事業者にのみ、検討内容の要点を記載した資料を配布します。

・交通機関の乗り換えや、駅と文化ホール等の公共施設間相互のスムーズな歩行者動線を確認し、バリアフリーに配慮するとともに駅前空間として必要な交通機能を満たした広場を整備する。

・いわゆるイベント広場としての機能は駅東側のプレンティ広場が有しており、本駅

前広場は交通結節点としての機能をより便利に、より豊かにするとともに、文化・芸術ホール、新図書館への玄関口としての設えを併せ持つ空間となるよう再編し、空間の価値を高める。

(参考) リノベーション・神戸 第2弾

https://www.city.kobe.lg.jp/a89138/press/20191218_2.html

(参考2) 西神中央プレンティ広場等リニューアル基本・詳細設計業務公募型プロポーザル

<https://www.city.kobe.lg.jp/a26136/press20200720.html>

(参考3) 西神中央駅バスロータリーへ乗り入れる路線バス

神戸市バス：https://www.city.kobe.lg.jp/a90404/kurashi/access/kotsukyoku/bus/rosen_01.html

神姫バス・神姫ゾーンバス：<https://www.shinkibus.co.jp/>

(2) 整備費用の目安

本業務の設計及び本市が別途検討する駅前空間の再編による整備費用（諸経費・消費税込み、その他事前調査、申請等に必要の関係費用を含む）の上限額の目安は、併せて150,000千円（ただし、上屋（バスシェルター等）整備に係る費用を除く）とする。

(3) 既存物件の取り扱い

業務対象エリアに存在する主な既存物件（別紙「既存物件位置図」参照）について、その取扱いを以下に示す。

番号	物件名	取扱い
①	センターブリッジ及びこれに付随する構造物（階段等）	撤去、移設不可。 別業務にて照明改修（ライトアップ）を実施予定。
②	ふれあい花壇・彫刻	花壇：撤去不可、移設・改修可 移設する場合の花壇面積は約30㎡を基本とし、ふれあい花壇にふさわしいデザインを提案すること。 彫刻：移設には作者との調整が必要
③	照明灯① (広場用デザイン灯)	撤去、移設ともに可
④	照明灯② (道路用)	撤去、移設ともに不可
⑤	バスシェルター	本市が本業務とは別に検討する駅前空間の再編により影響を受ける部分については、既存部(影響外部分)と違和感のないデザインでの再構築を予定している。 影響部分の再構築にかかるデザインを提案することは可能だが、その実現については既存部との連続性や整備費用等を総合的に勘案して本市が判断する。

(4) 花時計の検討について

現在、本市東遊園地に設置されている『こうべ花時計』は、神戸のアイデンティティの一つとして、市民や観光客に親しまれている。本市では、花と緑を活かした新たな公共空間戦略として、駅前空間のリノベーションにおいて、『えきまえ花時計』を整備し、東遊園地（中央区）の『こうべ花時計』と一体となった「花時計プロジェクト」を展開していくことを検討している。

以上のことから、提案にあたっては本業務において『えきまえ花時計』の整備についても検討されたい。

ただし、『えきまえ花時計』はリノベーション・神戸の対象となる各駅前空間のデザインやコンセプトに合致し、空間上の制約などをクリアした場合に整備するものであり、西神中央駅における設置を必須とするものではない。

〈えきまえ花時計〉

- ・『花(花壇)』と『時計』を必須の構成要素とし、各駅に合わせて柔軟にデザインする。(壁面タイプや日時計タイプの提案も可能)
- ・維持管理がしやすく、ランニングコストに配慮したデザインとする。
- ・『えきまえ花時計』を上記既存物件②ふれあい花壇の一部として提案することも可能とする。

(5) その他提案にあたって考慮すべき要素

- ア 対象エリア内の樹木の伐採や移植の提案は可とするが、樹木の樹齢や駅前広場でのシンボル性を考慮し、魅力的な空間を実現するために必要な最小限度に留めることが望ましい。
- イ 提案にあたっては主に夏季の異常高温対策として、快適な空間の創出のための対策や設計上の工夫が講じられることが望ましい。
- ウ 事業区域東側のプレンティ広場においても、別業務にて再整備が予定されているほか、前項「①センターブリッジ及びこれに付随する構造物」のとおり照明改修を予定していることから、業務担当者間での協議・整備案の調整を行う場合がある。
- エ 本業務の対象エリアは全区域が都市計画道路として整備され、かつ道路法上の道路区域であることから、道路法の規定が適用されるほか、建築物の提案にあたっては都市計画法第 53 条及び建築基準法第 44 条の規定による許可等を要する点に留意すること。

8 選定に関する事項

(1) 選定基準

選定にあたっては、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な評価を行うものとする。

評価項目		評価視点	配点
実施体制 (25 点)	事業者の業務実績	同種・類似業務の実績	10 点
	技術者の的確性	同種・類似業務の実績や表彰の有無(管理技術者の配置を必須とし、その他ランドスケープ技術者などの配置を想定している) ※管理技術者以外の配置義務は無い	15 点
実施方針 (10 点)	実施方針、業務工程の的確性	本業務の目的を適切に理解し、当該地域の特性を踏まえた実施方針及び業務工程が計画されているか。	10 点
企画提案 (55 点)	テーマ① 便利で豊かな日常空間	通勤や通学などの利用がより便利に、より豊かになることが期待されるか。 また、現在は通行動線や滞留空間としての利用が乏しい空間についても、有効に活用することが期待できるか。	15 点
	テーマ② まちの「顔」としてのデザイン	文化・芸術ホール、新図書館への玄関口として来訪者を迎えるためのまちの「顔」となるにふさわしい魅力あるデザインが期待されるか。	15 点

	テーマ③ 交通機能の確保	周辺の公共施設, 文化施設へ誰もが安全に移動できるよう, バリアフリー視点での検討がなされているか。	10点
	テーマ④ 実現可能性, 維持管理のしやすさ	整備費用の経済性や当該区域が道路区域であること等の法的な実現可能性が考慮されており, 整備後の維持管理のしやすさやランニングコストにも配慮されているか。	15点
価格 (10点)	本業務にかかる見積価格	経済的な見積額であるか	10点
合計			100点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の事業者選定は参加者によるプレゼンテーションを基に行う。ただし, 参加者多数の場合は書類審査を実施し, プレゼンテーションの実施は概ね3社程度とする。
- イ 書類審査を実施する場合は速やかに参加者全員に通知したうえで, 概ね1週間以内に参加者全員に対して電子メールにて書類審査結果を通知する。
- ウ 評価については, 市職員および有識者等で構成される駅前魅力創造課事業者選定委員会が行い, その評価点数が最も高い者を選定する。
- エ 評価の結果, 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は, その中から「実施方針」及び「企画提案 (テーマ①~④)」の点数の合計が最も高い者を選定する。
- オ 最も評価点が高かった事業者の点数 (選定委員の平均値) が 50 点に満たない場合は, 最低基準に満たしていないとして, 該当者なしとする。

(3) 駅前魅力創造課事業者選定委員会

本事業の選定委員会は以下の通り

位置付け	役職等	氏名
委員長	神戸市建設局副局長	岩崎 好寿
常任委員	神戸市建設局公園部 担当課長	尾添 順
臨時委員	小野寺康都市設計事務所	小野寺 康
臨時委員	神戸市都市局新都市事業部 担当課長	仲田 篤司
臨時委員	神戸市建設局西建設事務所 副所長	中川 伸一

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は, 選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して, 直接, 間接を問わず, 故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に, 他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに, 全ての参加者に通知し, また, 本市ホームページに掲載する。

ホームページへの掲載情報は, 選定事業者の名称 (グループの場合は構成するすべての事業者の名称) 及び参加事業者すべての評価結果 (点数) とする

(6) 契約の締結

- ・プロポーザルの結果，選定された候補者と業務委託契約の仕様等について協議，調整を行い，委託契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては契約書の作成を要し，その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- ・履行結果が良好で，かつ令和3年度以降の予算の議決がなされた場合は，工事時のデザイン監修等について随意契約を行う場合がある。

9 その他

(1) 提案に要する費用，条件等

- ・企画提案書の作成に要する費用は，参加者の負担とする。
- ・本プロポーザルは業務実施にあたり最も適した委託候補者を選定するためのものであり，成果品の一部の提出を求めるものではないため，作業負担の大きい表現は必要としない。
- ・採用された企画提案書は，神戸市情報公開条例に基づき，非公開情報（個人情報，法人の正当な利益を害する情報等）を除いて，情報公開の対象となる。
- ・すべての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は，評価・選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・期限後の提出，差し替え等は認めない。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ・提案された配置技術者の変更は認めないものとし，契約締結後，確実に本業務に従事させること。ただし，技術者本人の死亡，病気休暇等の真にやむを得ない場合においては，この限りではない。

(2) 市側から提供する資料，貸与品等

参加表明書を提出した事業者にのみ，以下の資料データを電子メールにて配布します。

- ・現況平面図(整備範囲のうち一部※全体の平面図は現在作成中)
PDF形式，CAD(dwg形式)
- ・本市が本業務とは別に検討する，歩行者空間の拡幅を目的とした駅前空間の再編（再配分）等の要点

(3) 提出先，問い合わせ先

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル19階

神戸市建設局駅前魅力創造課（担当：茗荷（ミヨウガ），鈴木）

TEL：078-595-6017